

高い倫理観に基づき、良識に従った公正で適法な企業活動の実践に努めています。

■ コンプライアンスの基本的な考え方

「日本光電行動憲章」の中で「社会規範ならびに適用される法令、規制および社内外の規則を遵守し、公正で適法な企業活動を行います」と表明しています。

日本光電では、これを徹底するためにコンプライアンスに関する規定を策定するとともに、定着化・遵守に向けた従業員教育を行っています。

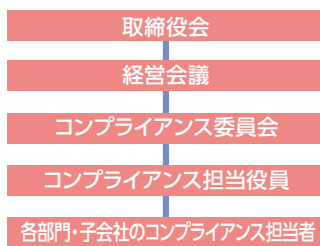
■ 日本光電倫理行動規定

日本光電の従業員が遵守すべきコンプライアンスの基本ルールが「日本光電倫理行動規定」です。

「日本光電倫理行動規定」の詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。

 <https://www.nihonkohden.co.jp/information/pdf/conduct.pdf>

■ コンプライアンス推進体制



日本光電では、コンプライアンスを徹底するための仕組みと運用方法の基本事項について、「コンプライアンス推進規定」に定めています。同規定に基づき、

コンプライアンスを推進するための組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、ここで法規制への対応、従業員に対する教育研修、遵守状況のモニタリングなど、企業活動のコンプライアンスが守られるように規定や体制の構築、運用サポートを実施しています。また、2017年に、グループ全体にグローバル・コンプライアンス・プログラムを導入しました。

さらに、各部門・子会社には、コンプライアンス担当役員によりコンプライアンス担当者が任命されています。コンプライアンス担当者は、担当する各部門・子会社におけるコンプライアンスの推進と徹底の役割を担っています。

■ コンプライアンス教育

日本光電では、従業員がコンプライアンスについて理解し、日常的に確認・利用がしやすいように、必要な規則や考え方・行動基準などを収めた冊子「コンプライアンス手帳」を作成して、全従業員に配布しています。

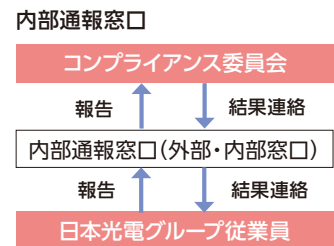
また、各部門・子会社ごとに、職場単位でコンプライアンスに関する勉強会を毎年実施しています。従業員は、まず所定の教材を用いて自主学習を行い、理解度のチェックを行います。次に、職場の従業員とともに読み合わせ・ディスカッションを行うことによって、コンプライアンスに対する理解を深めています。

このようなコンプライアンス教育を継続的に実施することによって、従業員のコンプライアンス違反の防止を図り、また、従業員のコンプライアンスに対する意識と知識の向上に持続的に取り組んでいます。

■ 内部通報制度

コンプライアンスに関する報告の窓口として、内部通報窓口を設置しています。所属長などを通じた報告ができない場合や、それが適切または効果的でない場合に、内部通報窓口を通じて報告するよう義務づけて

います。匿名でも受け付ける体制にしており、また、報告者が不利益を受けることがないよう保護しています。



■ 贈収賄の防止

「日本光電倫理行動規定」の中で、法令などで禁止されている公務員または外国公務員に対する贈賄行為を禁止し、日本の贈収賄に関連する法令、米国のFCPA（海外腐敗行為防止法）、英国のBribery Act（贈収賄防止法）をはじめ、日本光電が企業活動を行う全ての地域で腐敗行為防止に関する法令を遵守するよう徹底しています。また、贈賄を防止するための詳細なルールや手続きを定めた「腐敗行為防止規定」を制定して、その遵守を徹底しています。

■ 医療機関等との透明性に関する取り組み

日本医療機器産業連合会により、企業活動における医療機関などへの支払資金の情報を公開することを定めた、「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」が策定されたことを受け、日本光電では、「日本光電と医療機関等との透明性に関する指針」を定めました。2013年4月1日以降の医療機関など、医療担当者に対する支払資金の情報を当社ウェブサイトを通じて公開しています。